

地域再生制度及び構造改革特区制度 の見直しについて

平成23年11月

内閣官房地域活性化統合事務局

地域再生制度及び構造改革特区制度の見直し案

選択と集中

総合特区制度

- 政策課題 → 包括性+戦略性
- 総合特区の指定 → 必然性+本気度
- 「国の支援措置」(提案制度 PDCA)
オーダーメイド・総合的
(規制制度の特例、財政・税制・金融措置)

「包括的・先駆的なテーマの提示」

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
- 日本再生のための戦略に向けて
(平成23年8月5日閣議決定)
- 東日本大震災からの復興の基本方針
(平成23年7月29日本部決定)

創設

特定地域再生制度

長寿化・人口減少対応や、環境制約対応等の特定課題を設定し、当該課題の解決に資する特定地域再生計画を策定する場合に活用できる特例措置を新設(税制・財政・金融支援措置の拡充、新しい公共に資する推進体制の整備(地域再生法人の指定)等)

政策・制度の改革を実現

特定課題に対応する本来の制度が整備された場合は終了

構造改革特区との一体的活用

構造改革特区制度

- 規制改革734件、計画認定1,155件
- 規制制度改革の突破口に(全国展開 506件)

改正

- ・提案募集期限等の延長
- ・地域主権改革の推進機能の強化(総合特区制度において設けられた「地方公共団体の事務に関して、政省令で定められている事項を条例で定められることとする」特例措置を追加) 等

地域再生制度

- これまで 1,517計画を認定
- 「国の支援措置」(提案制度 PDCA)
 - ・財政支援(地域再生基盤強化交付金 620億円)
 - ・金融支援(地域再生支援利子補給金 1.2億円)
 - ・規制特例(補助対象施設の転用手続きの一元化)
 - ・各府省施策との連動

一般・汎用的

地域活性化制度の類型

地域と国の役割分担

選択と集中政策

一般的・汎用的政策

① A

地域独自のチャレンジを国が支援

総合特区制度

- ①政策課題 → 包括性+戦略性
- ②総合特区の指定 → 必然性+本気度
- ③「国の支援措置」(提案制度 PDCA)
オーダーメイド・総合的
(規制制度の特例、財政・税制・金融措置)

地域再生制度 (1,517計画)

- 「国の支援措置」(提案制度 PDCA)
- ①財政支援(地域再生基盤強化交付金 620億円)
- ②金融支援(地域再生支援利子補給金 1.2億円)
- ③規制特例(補助対象施設の転用手続きの一元化)
- ④各府省施策との連動

構造改革特区制度

(規制改革734件、計画認定1,155件)

規制制度改革の突破口に
(全国展開 506件) → 規制制度改革

② B

我が国経済社会の共通の特定課題を国が提示

↓
先駆的自治体の取組を国が支援

↓
政策・制度の改革を実現

「包括的・先駆的なテーマの提示」

- 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
- 日本再生のための戦略に向けて
(平成23年8月5日閣議決定)
- 東日本大震災からの復興の基本方針
(平成23年7月29日本部決定)

特定地域再生制度

ポイント(従来の地域再生制度との相違)

- ①特定課題を国が提示
- ②特定課題解決のための府省横断的な取組みを行う先駆的な自治体を国が支援
- ③政策・制度の改革を実現 ← 「構造改革特区制度との一体的活用」「国の支援措置」を拡充
- ④特定課題に対応する本来の制度が整備された場合は終了

特定課題に係るプロジェクト型提案の推進等

③ C

特定課題と解決策を国が提示

都市再生制度

- 都市再生緊急整備地域(65地域、6,612ha)
「国の支援措置」
①都市計画等の特例(容積率緩和等)
②優良な民間都市開発に対する大臣認定制度(税制特例、金融支援)
- 特定都市再生緊急整備地域(10地域程度)
「国の支援措置」
上記①、②に加え、
③財政支援(国際競争拠点都市整備事業 44億円)
④規制特例(民間都市開発の手續のワンストップ化等)
⑤②の税制特例の深掘

国際戦略総合特区との連携

- 都市再生整備計画(1,887地区)

- 「国の支援措置」
①財政支援(社会資本整備総合交付金)
②優良な民間都市開発に対する大臣認定制度(金融支援)

連携

中心市街地活性化制度 (108計画)

- 「国の支援措置」
①財政支援(社会資本整備総合交付金 他)
②規制特例(大規模小売店舗立地法の特例等)

地域再生制度の現状及び評価

1. 地域再生制度の仕組み

地域再生制度は、成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題を含め幅広く地域再生のための課題を対象に、地方公共団体が策定した課題解決のための計画を地域再生計画として定め支援する仕組みであり、様々な政策分野にまたがる政策を新しい公共も含む様々な担い手により、民間のノウハウ、資金等も活用しながら、総合的に促進するためのプラットフォームとして有効である。

○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域再生の推進は、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

地域再生制度の現状及び評価

2. 地域再生計画と連動した特例措置の現状

- 地域再生基盤強化交付金は、継続事業を中心に引き続き需要はある
- 地域再生利子補給金制度は、取扱い金融機関が増え、実績も増加
(融資実績H20 20億円 → H22 65億円、利子補給額H20 180万円 → H22 6,600万円)
- 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化は有効に活用
(H23.6までに認定された地域再生計画のうち、79計画で活用)

一方、税制上の特例措置や地域再生計画と連動した各府省の事業は縮小

- 地域再生税制及び再チャレンジ税制が廃止(H21末)
- 地域再生計画と連動した各府省の事業も減少(H19 52施策→H23 33施策)

3. 地域再生制度の評価

- 特例措置等の縮小の影響もあり、計画に基づく具体的な事業は限定的
- 地域再生基盤強化交付金、利子補給金、補助対象施設の転用手続の特例などの特例措置等のうち、特定のを活用するために計画を策定しているものが大部分
- 政府の地域再生に関する施策の改善についての提案制度も十分に機能していない
- NPO等の「新しい公共」の担い手による取り組みは必ずしも十分でない
- 構造改革特区制度による規制緩和との連携も十分とは言えない

構造改革特区制度の現状及び評価

1. 構造改革特区制度の仕組み

構造改革特区制度は、民間企業、地方公共団体の取組等を妨げているような国の規制につき、地域を限定して規制の特例措置を適用することにより、様々な分野の構造改革を進め、地域の活性化を図るためのプラットフォームとして有効である。

○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする。

- ・構造改革特区制度創設当初は株式会社の農業参入等の後の本格的な制度改革につながるような骨太な特例措置が実現した他、医療関係の企業や大学等の様々な担い手がコンソーシアムを構成し、高度医療技術の研究・開発拠点の整備を進めている神戸の先端医療産業特区においては6件の特例措置を総合的に実現した事例がある。

(参考)先端医療産業特区における特例措置の実現例

①優秀な外国人研究者の受入れ促進によるライフサイエンス分野の研究開発の推進

- ・外国人研究者の在留期間を3年から5年に伸長し、研究成果を活用した事業を営む活動を行う場合の在留資格変更許可を不要とする。(※)
- ・特区内における特定事業に従事する外国人及びその家族に係る入管申請等を入国管理局において迅速かつ優先的に処理する。

②産学連携によるトランスレーショナルリサーチ(橋渡し研究)の推進、研究開発成果の実用化・産業化

- ・国立大学の教員等が、産学連携に基づき、勤務時間内に研究成果を活用する民間企業における兼業を可能とする。(※)
- ・産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、財務大臣協議を不要として、迅速に国の試験研究施設の使用を許可し、収益事業を行うことを可能とする。(※)

③バイオベンチャーをはじめ、医療関連産業の集積による経済の活性化、国際競争力の強化

- ・特区における特定分野に関する研究について、バイオベンチャーなど国以外の者が国の試験研究施設を廉価に使用できる範囲を広げ、研究環境を整備する。(※)
- ・地方自治体が外国企業の事業所設置に助成等を行う場合、当該事業所で稼働する外国人は「企業内転勤」として取り扱う。

※ 特区認定後、全国展開済

2. 構造改革特区制度の現状

- 構造改革特区制度では、これまで
 - ・734件の規制緩和を実現(特区として対応228件、全国的に対応506件)
 - ・1,155の特区計画を認定(特区の全国化に伴い、現在の特区は334)
- 規制の特例措置についての提案は、誰でも提案可能であり、制度創設当初ほどではないものの、毎回100～200件程度の提案は存在

3. 構造改革特区制度の評価

- 制度創設当初は大臣折衝を行うことにより、政治主導で骨太な規制制度改革を実現したが、近年は、新政権発足後一部政治折衝が復活し一定の成果を挙げたものの、強力な政務のリーダーシップが発揮できる仕組みとはいいがたい。
- 構造改革特区制度は目的に示すように、包括的・総合的な経済社会の構造改革を意図するものであり、かつ、その対象は基準の特例のみでなく、手続の特例、権限の特例、行政組織の特例を幅広く対象にするものであるが、近年は細かな個別の基準類の特例が中心であり、かつ、そのほとんどが政令・省令・通達等を対象とするものとなっており、骨太な特例措置が実現できていない。

日本再生等のために取り組むべき課題の概要

○日本再生のための戦略に向けて(H23.8.5 閣議決定)

5. 成長型長寿社会・地域再生

(問題の所在—長寿化・人口減少への対応と地域再生—)

我が国は、世界のどの国もこれまで経験したことがない高齢社会を迎えており、今後、人口も減少傾向が強まると推計されている。人口減少等は、労働力人口の減少や雇用形態の多様化、社会を構成する人口構造や需要の変化、まちやむらの地域空間の変化や地域活力の衰退等、我が国の社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(創意に満ちた地域再生の総合支援)

地域再生は、住民等が一体となってまちづくりに取り組むことが重要であり、被災地復興にも資するよう、まずはコーディネーター人材等の専門家の派遣やデータベース化等を進めるとともに、官民の役割分担の下、地域からの創意とそのネットワーク化を支えるワンストップ支援体制の確立を図る。同時に、民間の資金・ノウハウを活用したファンド、官民連携(PPP)/PFI手法や土地信託手法、公的機関の活用等、ファイナンスを含む幅広いツールでの支援等を検討する。

さらに、地域の先駆的な取組として、世界を先導するようなコンパクトシティやエコタウンの推進、保健・医療、介護・福祉等のサービスを一体的に提供する地域包括ケアや公共交通を含む高齢者等の移動しやすさの確保、情報通信技術を活用した医療の提供や医療機能の集約・連携等による地域医療提供体制の整備、子育て家庭への総合支援、歩いて暮らせるまちづくりや大学等の「学び」を活用したまちづくり、自立的で魅力的な地域づくりのための都市間・地域間の連携、観光振興、地域の自給力や創富力を高める取組など、被災地を始めとする地域の自主的な取組を総合的に支援する。この際、新たに導入した総合特区制度の十分な活用や「環境未来都市」構想等を進めるとともに、地域再生制度の見直し等に取り組み、地方や大都市の再生を推進する。

○東日本大震災からの復興の基本方針(H23.7.29 東日本大震災復興対策本部決定)

5 復興施策

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

また、このような地域主体の取組みに対する支援の実績を踏まえ、地域再生制度の見直しを行う。

➡ 「人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくり」を推進するため、新しい公共・PFIの活用を含む地域再生制度の見直しを行う

日本再生等のために取り組むべき課題の概要

○日本再生のための戦略に向けて (H23.8.5 閣議決定)

1. 革新的エネルギー・環境戦略

(「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理とその具体化)

基本理念2: 新たなエネルギーシステム実現に向けた3原則

原則1: 分散型のエネルギーシステムの実現を目指す

原則2: 課題解決先進国としての国際的な貢献を目指す

原則3: 分散型エネルギーシステム実現に向け複眼的アプローチで臨む

○東日本大震災からの復興の基本方針 (H23.7.29 東日本大震災復興対策本部決定)

5 復興施策

(ii) 高齢者や子ども、女性、障害者などに配慮したコンパクトで公共交通を活用したまちづくりを進める。また、暮らしやすさや防犯、景観、再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど、東北の地が新しい地域づくりの具体的なモデルとなるよう、地域主体の取組みを支援する。

また、このような地域主体の取組みに対する支援の実績を踏まえ、地域再生制度の見直しを行う。



「地域コミュニティによる環境・資源制約対応」を推進するため、新しい公共・PFIの活用を含む地域再生制度の見直しを行う

課題に対する現状の取り組みと問題点 ～人口減少・高齢化時代にふさわしい地域づくり・まちづくり～

●新潟県見附市等の取組 ～従来の健康施策の枠を超え、健康づくりに関する総合的な計画を策定～

- 我が国の超高齢・人口減社会によって生じる様々な社会課題を自治体自ら克服するため、危機感を共有する19市の首長が集結し、健幸(=個々人が健康かつ生きがいを持ち、安心安全で豊かな生活を営むことのできることを)これからのまちづくりの基本に据えた政策を、連携しながら実行することにより、最新の科学技術や科学的根拠に基づく持続可能な新しい都市モデル「Smart Wellness City」の構築を目指すもの。
- 具体的には、歩いて暮らせるまちづくりや公共交通の再生、地域に根ざした健康サービス産業による雇用促進、商店街の活性化、高齢者の社会参加などを主要政策に掲げ、「エビデンスに基づく総合的政策」、「一貫性・整合性をもった有機的な施策」、「相乗効果が発揮できる施策」を都市づくりのポイントとしている。

●千葉県柏市の取組 ～福祉政策と併せ、高齢者の生きがい就労事業を促進～

- 柏市では急速な高齢化に直面しており、豊四季台団地(旧・日本住宅公団が造成)では高齢化率が40%超。
- 柏市、東京大学、UR都市機構、企業、住民が協働して、豊四季台地区の住宅団地の建替え需要の機会を捉えて、住み慣れた場所で自分らしく老いることのできる長寿社会のまちづくり「エイジング・イン・プレイス」を実践。
- 自宅で医療・介護サービスが受けられるようにするために在宅医療を推進し、地域包括ケアを実現するとともに、高齢者が地域で生きがいを持って働くことができるように休耕地を利用した農業、ミニ野菜工場、家事などの生活支援、子育て支援、コミュニティ・レストランなどの生きがい就労事業を企業とともに立ち上げて実施。

●大分市等の取組 ～地域づくりの新たな担い手や、地域のモデル的な取り組みに対する支援の必要性を提案～

- 高度経済成長期に開発された大規模団地で、高齢化の進行、空き家の増加、生活機能の低下、交通機能の低下等の問題が顕在化していることに問題意識を持った7市の首長が協議会を設立。状況の改善に向け、必要な取り組みや支援策についてまとめ、国へ提案書を提出。
- 提案書では、地域の将来像をプランニングし、自治会やまちづくり組織、NPO等を有効に協力・連携させる新たな組織の必要性や、高齢者の買い物支援や地域コミュニティづくり等のモデル的な取り組みに対する支援、既存ストックを活用したコミュニティビジネス等の立地に対して支援措置を設けることの必要性などが述べられている。

先駆的な自治体を中心に様々な試み、検討が行われているが、行政分野横断的な地域の取り組みを総合的に支援するプラットフォームがない。

また、自治体の取り組みと連携した様々な担い手による取り組みを総合的に推進する仕組みがない。

課題に対する現状の取り組みと問題点

～地域コミュニティによる環境・資源制約対応～

- 地球温暖化防止・生物多様性確保等の環境問題や、化石資源・希少金属等の資源問題は、持続可能な経済社会構築の制約要因であり、地域再生にあたってはこれら問題との整合性確保が必要。
- 特に、東日本大震災をきっかけとして、環境・資源制約問題は、経済活動や人々の暮らしに深く影響を及ぼすものであり、環境負荷低減のみならず、安全性、経済性などとあわせて解決すべき旨が改めて認識されている。
- こうした困難な課題については、行政分野横断的に一定の方向性を見極めた上で、地域レベルでの個々の活動から積み上げて対応することが不可欠。一方、環境・資源制約への対応は、地域づくり、地域活力再生の端緒となり得る側面もある。
- 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)においても、「再生可能エネルギー・省エネルギー、環境・リサイクル、安心・安全等に配慮したまちづくり、地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める取組みなど」への支援を進め、これを踏まえ「地域再生制度の見直しを行う」旨が決定されている。
- 具体的には、①地域において、再生可能エネルギーの掘起し、効率的エネルギー供給などを徹底実施、②地域コミュニティレベルで、活動パフォーマンスを維持しつつ、住宅、交通、各種活動等の省エネルギー化、エネルギー需要量平準化等を促進、③地域コミュニティでの廃棄物の徹底分別、カスケード・リサイクル、高効率熱回収等の高効率資源循環システムの構築、④環境・資源に係る人材育成、教育、⑤関連事業振興による雇用機会の創出等、行政分野横断的な取組を、地域が総合的に行っていく必要がある。

問題点は認識されているが、行政分野横断的な地域の取り組みを総合的に支援するプラットフォームがない。

また、自治体の取り組みと連携した様々な担い手による取り組みを総合的に推進する仕組みがない。

地域再生・構造改革特区制度の見直しの基本的方向

1. 両制度とも現行の目的等は適切
2. 現行の地域再生制度の特例措置は実需もあることから継続
3. 地域再生法の目的や理念に照らし、成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、現時点で最も対応すべき我が国の経済社会にとって共通の特定課題を抽出し、その課題の解決を図るための支援措置（特例措置）の追加を行う（特定課題に対応する本来の制度が整備された場合は、当該特定課題は終了し地域再生法から削除）。
4. 構造改革特区制度については総合特区制度において設けられた「地方公共団体の事務に関して、政省令で定められている事項を条例で定められることとする」特例措置等を追加する。
5. 両制度の基本方針に、両制度の一体的活用を明示する。

地域再生法の一部改正について

1. 少子高齢化・人口減少対応や、環境制約対応等の特定課題を設定※し、特定課題の解決に資する特定地域再生事業(仮称)を推進するための以下の支援措置を新設

※特定課題に対応する本来の制度が整備された場合は、当該特定課題は終了し地域再生法から削除

○指定法人に対する寄附に係る課税の特例(要求中)

特定地域再生事業(仮称)を行う一般社団法人等(地方公共団体が指定する法人に限る。)に対する寄附金(法人からのものに限る。)について、損金算入限度額を拡大

○特定地域再生事業支援利子補給金(仮称)の支給(要求中)

特定地域再生事業(仮称)を実施する者に対し資金の貸付を行う一定の金融機関に利子補給金を支給する場合、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行う

○地方債の特例(要求中)

特定地域再生事業(仮称)の実施に要する経費について、地方債の対象の範囲を拡大

2. 地域再生の推進体制を強化するため、以下の措置を実施

○提案制度を法定化

地域再生のための施策についての提案制度を法定化

○NPO等の新しい公共を地域再生推進法人(仮称)として指定

NPO等の新しい公共を地域再生推進法人(仮称)として指定した上で、地域の企業とも連携しながらPFI等を通じた地域再生を実現

3. 法律事項以外

- ①特定地域再生事業(仮称)に対する補助制度の創設(既存の補助制度を補完するソフトを含む支援措置)

(平成24年度要求額10億円)

- ②特定地域再生事業(仮称)に連動した各府省の支援措置等の充実

- ③構造改革特区制度等との連携(連携規定については法律に措置)

構造改革特別区域法の一部改正について

1. 提案を募集する期限及び計画の認定を申請する期限の延長

提案を募集する期限及び計画の認定を申請する期限(平成24年3月31日)を平成29年3月31日まで延長

2. 規制の特例措置の追加

○酒税法の特例

特産酒類(リキュール)の製造事業に係る原料について、農産物に加え、水産物等を対象とする(税制改正要望中)

○特定地方独立行政法人の非公務員型への移行の特例

現在認められていない特定地方独立行政法人の定款変更(非公務員型への移行)について、一定の要件の下で除外

3. 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

地方公共団体が政令等により定められた規制(地方公共団体の事務に係るものに限る。)に関連する事業について、特定事業として構造改革特別区域計画に定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該地方公共団体が条例で定める規制の特例措置を適用

4. 法律事項以外

① 地域再生制度との連携(連携規定については法律に措置)

長寿化・人口減少対応等の特定課題に対応した提案を促進するため、特定課題をテーマとした募集を実施。また、特定課題を実現するために複数の規制が障害となっている場合には、複数の特例措置を組み合わせた規制改革を推進

② 提案の検討プロセスの強化

提案の検討プロセスにおいて必要に応じて担当政務による調整等を実施することを基本方針に明記

參考資料

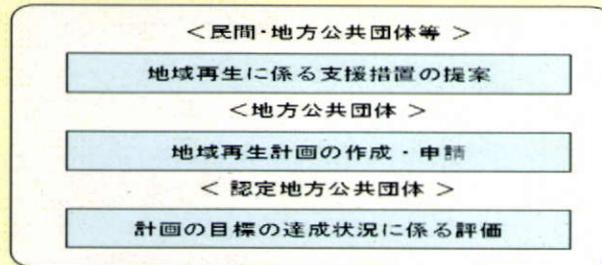
1. 地域再生制度

地域再生の制度趣旨

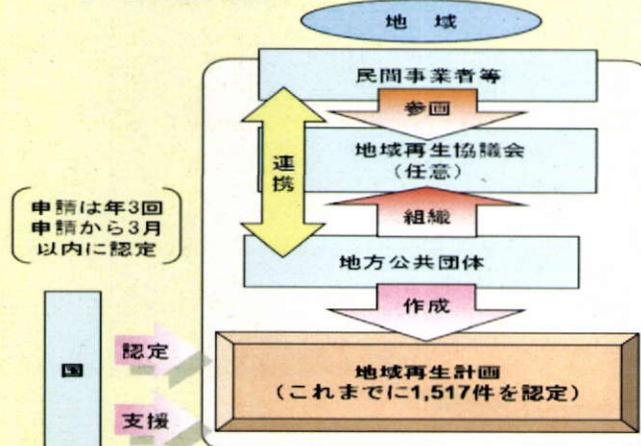
- 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的・自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出など地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進
- 地域再生計画の認定は、地域再生法の施行された平成17年4月以降これまで19回の認定が行われ、その累計は1,517件

地域再生制度の概要

○ 地域再生制度



○ 地域再生計画



主な支援措置メニュー

○ 地域再生計画と連動する施策 (平成23年度 33施策)

■ 地域再生法に基づく施策

- ① 地域再生基盤強化交付金 (620億円)
 - 道整備交付金
 - 汚水処理施設整備交付金
 - 港整備交付金
- ② 地域再生利子補給金 (1.2億円)
- ③ 補助対象施設の転用手続の一元化・迅速化の特例

- 地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業) - 厚生労働省 -
- 外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理事業 - 法務省 -
- 食と地域の交流促進対策交付金 - 農林水産省 -

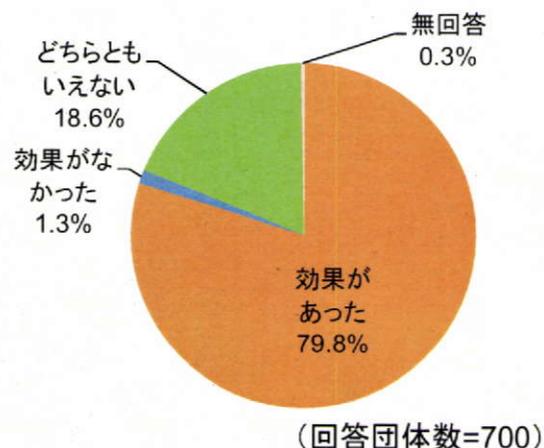
等

○ その他 地域活性化・地域再生に資する施策

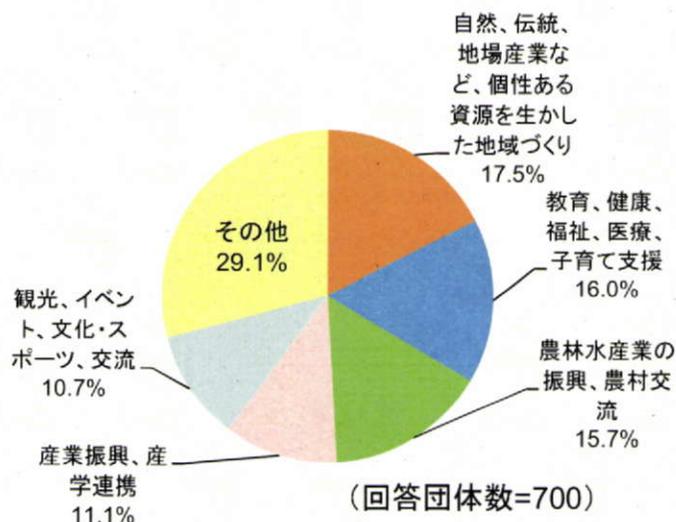
地域再生制度の評価について

1. 地域再生制度に係るアンケート調査について(平成23年6月 地域再生計画の認定を受けた全地方公共団体)

(1) 地域再生制度の効果



(2) 地域が抱えている課題で、重点的に解決したい取組み

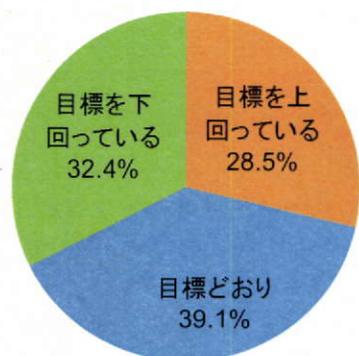


<自由記述の例>

- 人口減少と少子高齢化による地域経済の低迷、とりわけ農業や個人商店の担い手不足問題
- 限界集落に近い地域の生活環境の維持(交通体系、買い物難民対策など)
- 地域活動の担い手不足による地域コミュニティの再生、さらに地域医療体制の確保と少子化による学校再編
- 既存の都市機能を活用し、多様な機能が集積するコンパクトなまちの形成
- 本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、行政、NPO等各種団体と連携し、地域を中心とした見守りネットの構築が必要等

2. 地域再生計画の目標達成状況

(平成23年5月)



(回答目標数=2,903)

<目標の例>

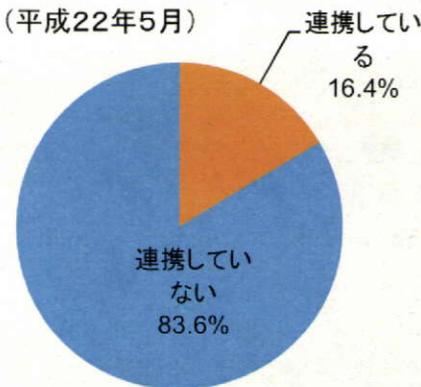
- 集落間移動の距離・時間の短縮
- 新規雇用の増加
- 観光入込客数の増加等

3. 地域再生における主な経済的社会的効果について

- コスト削減
市町村による自主的な污水处理施設配置により、建設コストを65計画で1,057億円削減
- 雇用創出
165計画で約33,000人創出
- 観光・交流人口の増加
135計画で約2,600万人増加
- 道整備によるアクセス時間改善
61計画で合計約540分改善
- 污水处理人口普及率の向上
192計画で10%以上向上

4. 他の施策との連携

(平成22年5月)



(回答計画数=1,324)

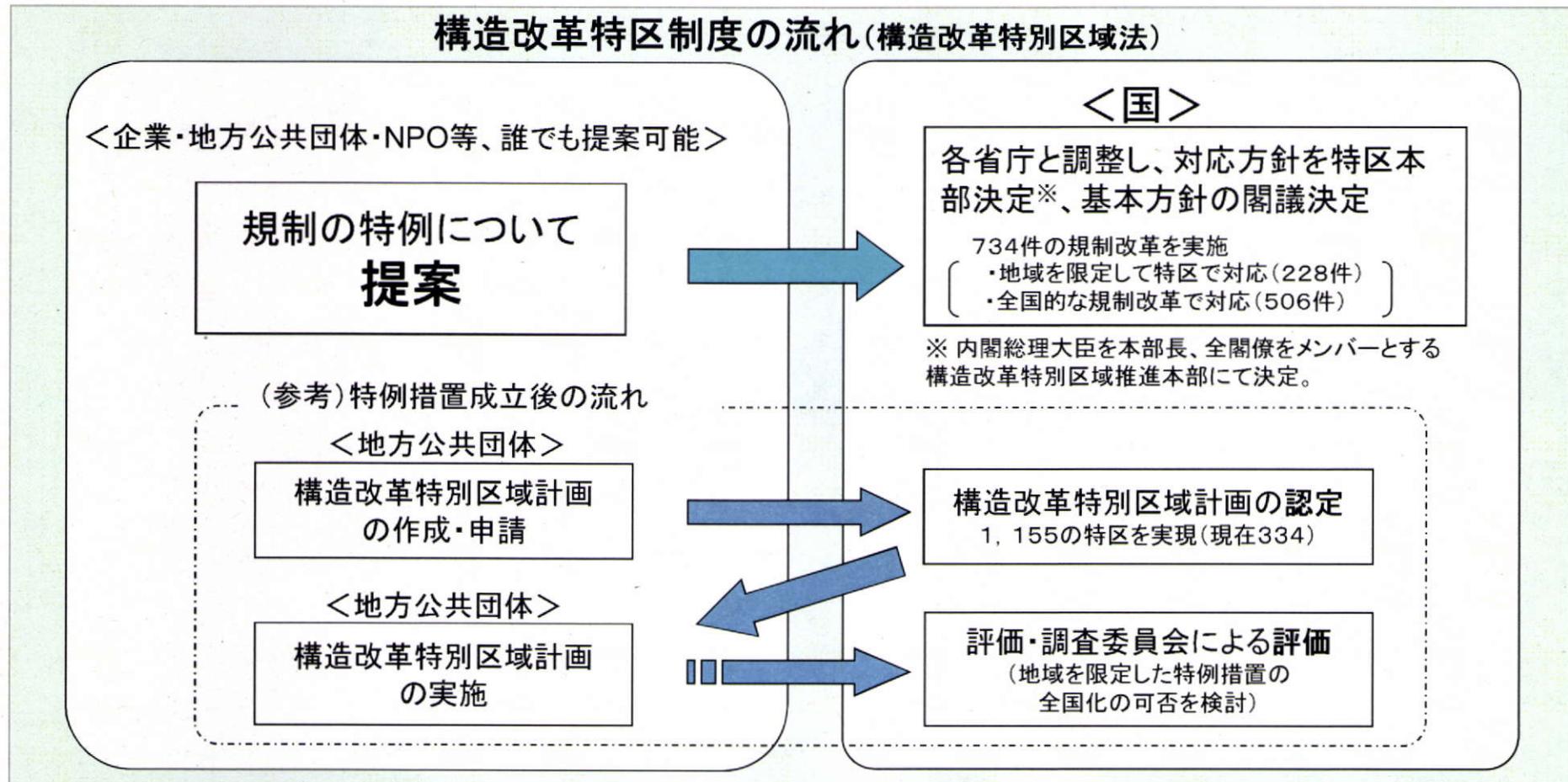
構造改革特別区域計画と連携しているものは回答全体の3.2%

2. 構造改革特区制度

構造改革特区の制度趣旨

- 民間企業の経済活動や地方公共団体、NPOの取組等を妨げているような国の規制につき、地域を限定してこれらの規制を改革すること等により、構造改革を進め、地域の活性化を推進
- 構造改革特区制度については、平成14年以来、これまで20回にわたって特例措置の提案募集を受け付け、
 - ・ 734件の規制緩和を実現(特区として対応228件、全国的に対応506件)
 - ・ 1, 155件の特区計画を認定(特区の全国化に伴い、現在の特区は334)

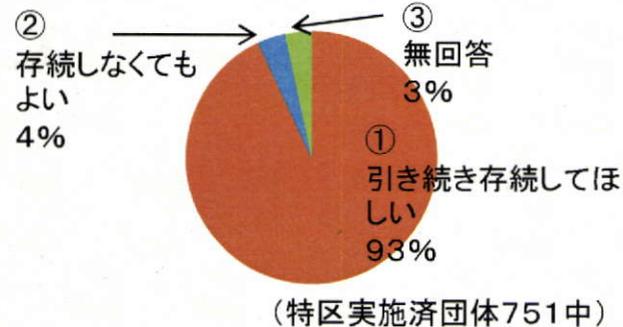
構造改革特区制度の流れ(構造改革特別区域法)



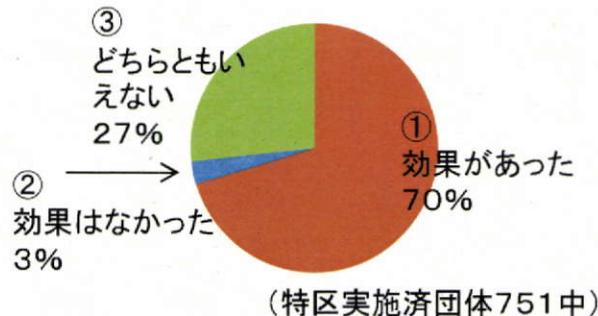
構造改革特区制度の評価について

1. 構造改革特別区域(以下「特区」という)制度に係るアンケート調査について (平成23年6月 全都道府県、全市町村等)

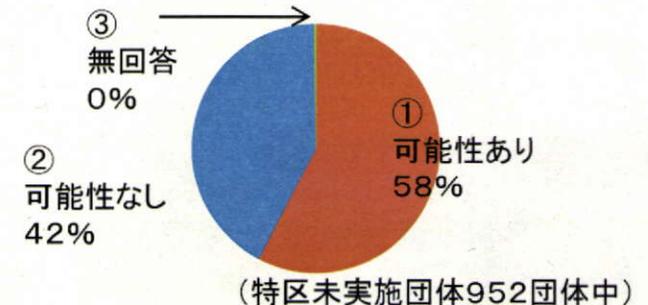
(1) 特区制度の存続について



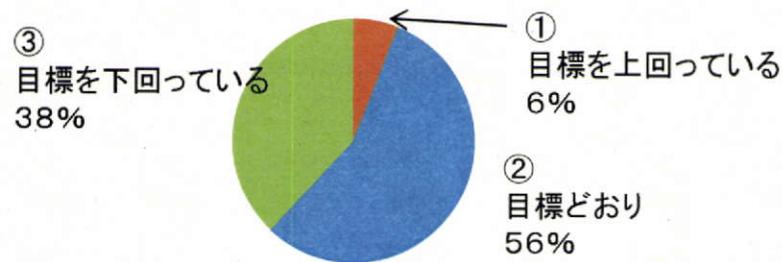
(2) 特区制度の効果について



(3) 未実施団体の今後の見通し (特区を利用する可能性)



2. 計画策定地方公共団体の目標の達成状況 (平成22年10月)



<目標の例>

- ・観光入込客数の増加
- ・新規雇用の増加

(対象数388件)

3. 構造改革特区における主な経済的社会的効果について

- (1) コスト削減: 約177億円のコスト削減(19地方公共団体)
- (2) 就業者数の増加: 約3,300人の増加(40地方公共団体)
- (3) 都市農村交流: 約171万人の日帰り客の増加、約14万人の宿泊客の増加(42地方公共団体)
- (4) 地域密着型福祉の推進: 身近な地域において約1,900人の障害児(者)の受入(8地方公共団体)
- (5) 生活環境被害の軽減: 約1,500頭の捕獲頭数(4地方公共団体)
- (6) 救急活動の効率化: 平均現場到着時間が約9分から約5.8分に短縮(1地方公共団体)

※特区計画が認定された地方公共団体からの聞きとり調査
(カッコ内は対象地方公共団体数。数値は特区計画認定後平成22年9月30日時点までの延べ数)

特定地域再生事業費補助金 (内閣府地域活性化推進室)

平成24年度概算要求額 10.0億円 (新規)

事業概要・目的

○目的：「日本再生のための戦略に向けて」（平成23年8月5日閣議決定）に示された成長型長寿社会・地域再生の実現に向けた課題等、我が国の経済社会にとって共通の特定課題の解決に資する特定地域再生計画の策定・事業の実施を支援するものです。

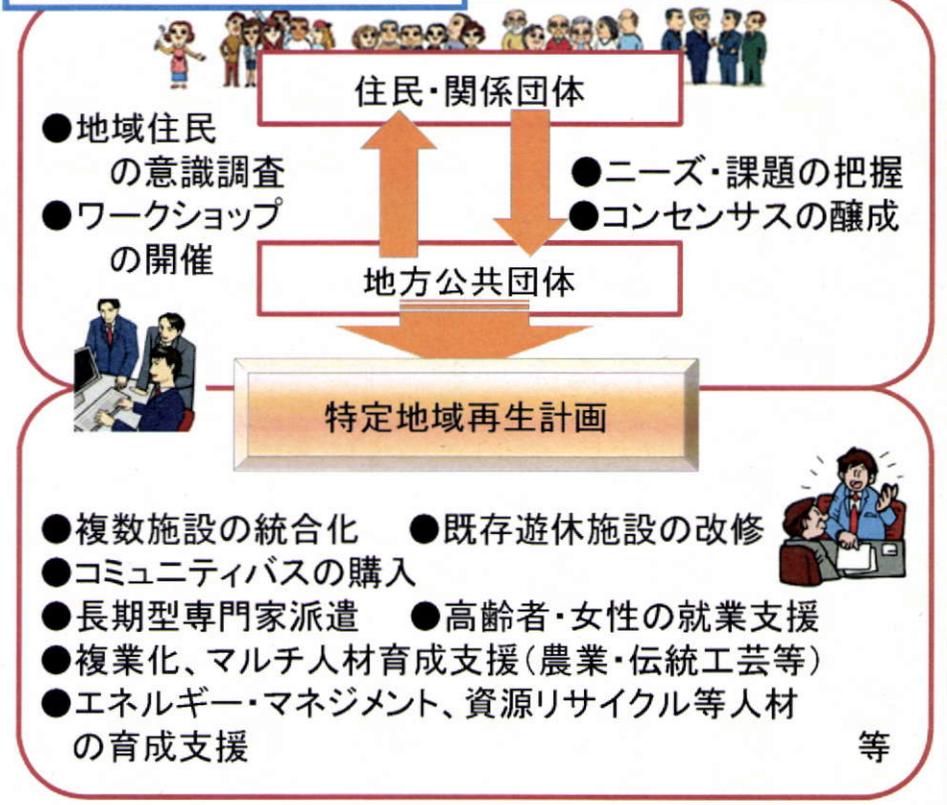
① 特定地域再生計画策定費

○概要：特定地域再生計画を策定しようとする地方公共団体が、地域の将来像や特定課題の解決のための取組について住民や関係団体との合意形成を図るため、調査等を実施する場合に補助金を交付します。

② 特定地域再生計画推進事業

○概要：地方公共団体、公共的団体、NPO・一般社団法人等のうち地域再生推進法人（仮称）として指定された者が、特定地域再生計画に記載された事業を実施する場合に補助金を交付します。

事業イメージ・具体例



資金の流れ



※①の対象は地方公共団体に限る。

期待される効果

○我が国の経済社会にとって共通の特定課題の解決に資する特定地域再生計画に基づく取組が推進されることにより、震災の被災地域をはじめとする地方において地域再生の戦略的な取組が強化され、我が国全体の成長につながっていくことが期待されます。

地域再生支援利子補給金 (内閣府地域活性化推進室)

平成24年度概算要求額 1.8億円 (1.2億円)

事業概要・目的

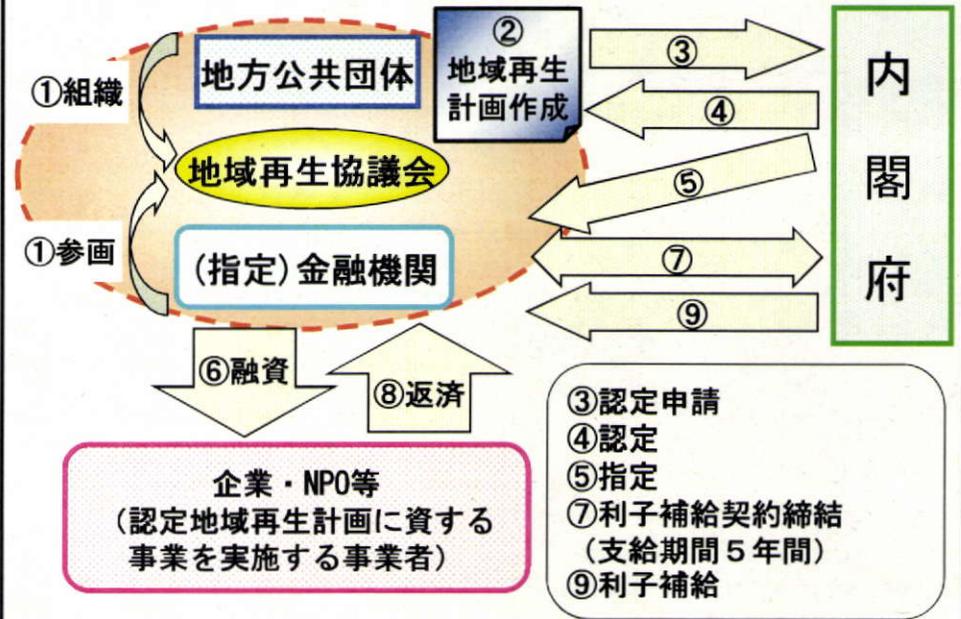
○目的：地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資を誘発し、地域経済を活性化させ、雇用の創出を図ることを目標に、金融面での支援を行うものです。

○概要：認定された地域再生計画に資する事業を行う事業者が、金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、国が当該金融機関を指定（以下「指定金融機関」という。）したうえで、予算の範囲内で最大0.7%の利子補給金を支給します。利子補給の支給期間は、指定金融機関が事業者へ最初に貸付けした日から起算して5年間です。

また、具体的実施事業を計画に記載する特定地域再生計画に基づく場合は、金融機関が地域再生協議会の構成員であることを必要としない要件緩和を行います（法改正予定）。

事業イメージ・具体例

○地域再生支援利子補給金のイメージ（現行）



資金の流れ



期待される効果

- 投資誘発、地域経済の活性化、雇用の創出が期待されます。
- 平成24年度については、支給対象となる融資額は105億円を予定しています。

特定地域再生計画(仮称)の認定を受けた地方公共団体が指定する法人に対する寄附に係る課税の特例

地域において先駆的に、移動販売等による高齢者の買い物支援の取り組みや、間伐等の地域の自給力や創富力を高める取り組みを行う特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、協同組合等への法人からの寄附について、税制上の優遇措置を設け、人口減少・高齢化時代等にふさわしい地域づくり・まちづくりを推進する。

